

3月5日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第7号、議案第10号、議案第29号、議案第30号及び議案第32号の8議案について、3月15日に開催した委員会の審査経過及び結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第3号湖南省行政区設置条例の制定について、条例が制定される中においてつくる新たな会議体は、この条例に直接関係なく、運用の仕組みでつくるのかとの質疑に対して、新たにまちづくり協議会会長を行政事務学区統括委員に、また、従来通り区長を行政事務取扱委員にというのは規則で定めるものです。この行政事務を担う両者の情報共有の会議体を地域代表者会議として規則に定めるということですとの答弁でした。この条例の意義はとの質疑に対して、行政区というものが今まで規則の定めでしかなかったので、見直しの一環として条例に行政区を位置付けて、区とまちづくり協議会との関係性を明確にしましたとの答弁でした。また、行政区に地図を配布することについての質疑に対して、デジタル化をしてホームページに公開する準備をしていますとの答弁でした。

議案第4号新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑はありませんでした。

議案第6号湖南省事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、交通政策に関する事務を総務部から都市建設部に移管する効果はとの質疑に対して、都市建設部内で市内の交通政策について一体的に進めていくという考えですとの答弁でした。

議案第7号湖南省地域まちづくり協議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号湖南省同和対策審議会条例及び湖南省営小集落改良住宅運営審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第30号議決事項の変更について（指定管理者の指定（市民産業交流促進施設））の質疑はありませんでした。

議案第29号指定管理者の指定について（石部学童保育所）、一般社団法人になると会計など事務が複雑になるのではないかとの質疑に対して、従来から会計については業務依頼をされています。今回、保護者の負担を軽減するという意

味で一般社団法人化されたという経緯ですとの答弁でした。

議案第32号第二次湖南省総合計画後期基本計画の策定について、個別具体の事案についてどこまでこの総合計画で縛りがかかるのかとの質疑に対して、総合計画は湖南省が将来あるべき理想的な姿を実現するための方向性を示すものです。この総合計画の基本計画の中では、将来のまちづくりを実現するうえで、その事案が計画に合致するのかというところで縛りをかけるものではありませんとの答弁でした。また、生活圏を小学校区から中学校区に転換することに関する市長のビジョンはとの質疑に対して、地理的な条件を考えながら、その都度その地域の方と相談し、まちの力を落とさないような状態を保ちたいと考えています。財政が非常に苦しい時期になるかと思いますが、お互いに力を合わせていくことが、この後期計画の基本だと考えますとの答弁でした。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対して討論はなく、採決の結果、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第7号、議案第10号、議案第29号、議案第30号及び議案第32号までの8議案については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。